

会津美里町地域情報化推進計画

令和3年3月
会津美里町

目次

第1章 会津美里町地域情報化推進計画について	1～2
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の策定にあたって	2
(1) 計画策定の背景	2
(2) 計画の構成	2
第2章 本町が抱える課題と対応方針について	3～9
第1節 本町が抱える課題について	3～4
第2節 課題解決のための基本方針について	5
第3節 ICTを活用した対策について	6～9
第3章 推進に向けて	10
第1節 推進体制と役割	10
第2節 進捗管理及び見直し	10

第1章 会津美里町地域情報化推進計画について

第1節 計画の目的

本計画は本町におけるICT^{※1}やIoT^{※2}の積極的な活用等による情報化の推進を図り、行政運営の効率化を推進していくことを目的とします。

本町は若年層の恒常的な町外流出による人口減少の進行や、少子高齢化をはじめ様々な課題を抱えており、今後も、これらの課題を乗り越え、本町のまちづくりを進めていく上で、情報化は重要な役割を果たしていくと考えられます。また、近年、スマートフォンやタブレットなどの情報通信機器やTwitter、Facebook等のSNS^{※3}が、私たちの生活に広く浸透してきており、それらを活用するための情報通信基盤である移動通信回線も高速化が進むなど、身近な生活へのICTの普及がこれまで以上に急激に進んでいます。

本計画を策定することで、町民の利便性向上に重点を置き、行政運営をデジタル前提で見直すデジタル・ガバメント^{※4}を実現します。

第2節 計画の位置付け

本町の「会津美里町第3次総合計画」では将来像として「まるごと いいね！ 会津美里」という言葉を掲げ、様々な課題解決・町民の生活や企業活動、経済社会に大きな変革をもたらすためにICTの利活用を推進しており、本計画はこの「会津美里町第3次総合計画」の下位計画として位置付けし、本町におけるICTの積極的な利活用等による情報化を推進するものです。

また本計画は、平成28年に成立した「官民データ活用推進基本法」第9条第3項に規定される「市町村官民データ活用推進計画」に対応し、本町の官民データ活用を推進するための計画としても位置付けます。

※1 情報通信技術（Information and Communication Technology）の略語。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスの総称。

※2 インターネットに繋がったモノ（Internet of Things）の略語。家電や車、センサーなどの機器がインターネットに接続されることで、様々な情報がやり取りされ、それらを相互に制御できるようになる仕組みや社会のこと。

※3 ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略。利用者同士がインターネット上でコミュニティを作り、メッセージなどによるコミュニケーションや情報の発信・共有をすることができるサービス。

※4 デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関との縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくこと。

第3節 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、計画策定後も、情報通信技術の進展の状況や社会情勢の変化、財政状況等を踏まえながら適宜見直しを行います。

図表1 計画の期間

年度	平成28年～ 令和2年 (5年間)	新計画期間				
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総合計画		第3次総合計画 基本構想				
	前期基本計画	後期基本計画				
情報化 推進計画		地域情報化推進計画				
				適宜見直し		

第4節 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

本町では「会津美里町地域情報化基本計画」を策定して以降、各種情報システムの導入等により、行政情報化と地域情報化の計画的な推進を図り、ICTの効果的かつ効率的な利活用による行政サービスの向上等に取り組んできました。

今後の情報化の課題は、既存の情報システムに蓄積された各種情報資産等の的確な運用・活用や、急速に進展するSNSやパブリッククラウド^{※5}等のICTサービスの利活用といった情報マネジメント推進等に移行していくことが考えられることから、こういった情報通信技術の進展や社会情勢の変化を考慮した計画を策定することとしました。

(2) 計画の構成

下記の構成で計画を策定します。

- ①本町が抱える課題について
- ②課題解決のための基本方針について
- ③ICTを活用した対策について

※5 不特定多数の企業や個人を対象とし、インターネット等を通じてサーバやネットワークなどのコンピュータ資源を提供する仕組みのこと。利用者は必要な時に必要なだけ資源を利用することができる。

第2章 本町が抱える課題と対応方針について

第1節 本町が抱える課題について

■第3次総合計画基本構想に掲げる町として取り組むべき重要課題

- ・町の活力の維持
- ・美しい町土・安全で住みやすい環境の維持
- ・町の未来を担う人材の確保

大項目	課題
社会情勢の変化	人口減少と少子高齢化への対策
	人口の都市部への集中
	災害・地球環境の脅威と持続可能な社会
	価値観の変化と共助社会
	国土空間の変化
国の動向を踏まえた課題	革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現
	健康で安心して快適に生活できる、安全で災害に強い社会
	公共サービスをワンストップで誰でも、いつでも、どこでも受けられる社会の実現
県の動向を踏まえた課題	産業振興・地域活性化
	人材の育成・基盤の強化
	電子自治体・公共サービスの充実
情報通信技術の進展への対応	ICTなど技術革新進展への対応
	インターネットによる生活定着化への対応
	SNS等様々な情報発信手法の活用
	マイナンバー等を活用した利便性の高い行政サービスとマイナンバーの民間活用
	携帯機器に対応した施策推進とコンテンツの提供
	電子媒体を中心とした情報提供
	高齢者のICT機器やインターネット等の活用能力向上
	SNS活用による多様な情報提供
	事業者におけるICT活用能力の向上
	町民や事業者におけるセキュリティ教育
	学校における情報モラルや情報活用能力の向上に向け

	た教育
	地図情報など視覚的に分かりやすく携帯機器で活用可能な情報サービスの充実
	医療・健康、災害対策分野における情報提供と施策の実施
	インターネット等を利用する意思がない町民や事業者等に対する対応
	町公式ホームページや地域ポータルサイトの周知と活用
	オープンデータの充実（防災・安心・安全情報等）

第2節 課題解決のための基本方針について

基本方針1 ICTによる安心・安全で元気なまちづくり

ICTを活用することにより、防災・防犯を推進し、災害時における対応を行うなど、誰もが安心して安全に暮らすことができ、また、健康で活気のある元気なまちづくりを進めます。

基本方針2 ICTによる魅力のあるまちづくり

ICTを活用することにより、次世代を担う子どもたちの育成を支援し、また、各種産業分野において、本町の付加価値を高めることにより、魅力あるまちづくりを推進し、積極的に情報を発信するなど、豊かな会津美里町の実現を目指します。

基本方針3 ICTによる満足度の高い行政サービス

ICTを活用することにより、町民の方が満足のいく行政サービスを受けられるよう、事務の効率化を進めるとともに、既存のシステムについても最適化を図るなど、効率的な行政運営の実現を目指します。

基本方針4 ICTを快適に利用するための仕組みづくり

ICTによる恩恵を、誰もが、どこでも、いつでも享受できるようにするため、快適に利用することができる情報通信基盤の整備や、安全に利用するための情報セキュリティ対策、さらには地域全体の協働による情報化を推進します。

第3節 ICTを活用した対策について

(1) ICTによる安心・安全で元気なまちづくり（基本方針1）

①安心・安全への取組み

全国瞬時警報システム（J－ALERT）や災害情報共有システム（L－ALERT）等の情報基盤を活用するとともに、リアルタイムでの情報収集や即時に情報提供可能な仕組みなどを構築することにより、災害や犯罪、環境被害等を未然に防止します。また、災害等が起きてしまった場合でも、適切に対処することにより、被害が最小限に食い止められるよう対策を行います。

対応する課題

- ・災害・地球環境の脅威と持続可能な社会
- ・健康で安心して快適に生活できる、安全で災害に強い社会

②文化や歴史のある元気なまちづくりの推進

本町の文化や歴史、町民・事業者が持つ情報等をデジタル媒体に保存するなどして継承していきます。自然と共生した暮らしを営む集落・田園風景などの情報を発信・共有していくことで、地域資源の魅力をアピールしていきます。また、コミュニケーション豊かな、地域資源の魅力を活用したまちづくりを進め、誰もが元気に生活できるよう、保健・医療・福祉の情報提供や各種サービスの充実を図ります。

対応する課題

- ・美しい町土・安全で住みやすい環境の維持
- ・価値観の変化と共助社会
- ・人材の育成・基盤の強化
- ・医療・健康、災害対策分野における情報提供と施策の実施

(2) ICTによる魅力のあるまちづくり（基本方針2）

①健やかな育成支援

子育てがしやすい環境を整え、次世代を担う子どもたちの育成支援を行うことにより、少子高齢化対策を進めます。また、学校における情報教育を充実し、近年問題となりつつある情報モラルに関する問題の解消に努め、さらには、教員の指導能力を高めるための環境整備や研修の充実、事務負担の軽減等を図ります。加えて、誰もが生涯にわたり、学び・学習の活動を続けられるよう、ICTの活用による生涯学習の充実を進めます。

対応する課題

- ・町の未来を担う人材の確保
- ・人口減少と少子高齢化への対策
- ・学校における情報モラルや情報活用能力の向上に向けた教育

②産業の振興と経済の発展

本町における農林水産業や観光業などの各種産業における情報化を促進し、ポータルサイトの活用などによる本町の魅力ある情報の発信や、ICTの活用による新たな産業の創出などにより、本町各種産業の振興と経済の発展を目指します。また、産業振興において、ICTの活用は不可欠であることから、町の関係部門や産学官の各分野の関係機関と連携しながら、情報化の視点からの支援について検討します。

対応する課題

- ・町の活力の維持
- ・人口の都市部への集中
- ・国土空間の変化
- ・革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現
- ・産業振興・地域活性化
- ・SNS活用による多様な情報提供
- ・事業者におけるICT活用能力の向上
- ・町公式ホームページや地域ポータルサイトの周知と活用

(3) ICTによる満足度の高い行政サービス（基本方針3）

①情報システム導入による町民サービスの向上

情報システムを活用し、マイナンバーカードによる公的個人認証等を利用して各種申請手続きの負担を軽減すること、また、インターネットを活用したオンラインサービスを充実することにより、町民サービスの向上を進めます。

対応する課題

- ・公共サービスをワンストップで誰でも、いつでも、どこでも受けられる社会の実現
- ・マイナンバー等を活用した利便性の高い行政サービスとマイナンバーの民間活用

- ・電子自治体・公共サービスの充実
- ・様々な情報通信機器に対応したサービス
- ・携帯機器に対応した施策推進とコンテンツの提供

②行政内部の業務効率化と情報システムの最適化

情報システムを導入することにより、業務の効率化を進めます。また、既存のシステムや今後導入するシステムについて、オープン化やクラウド化などを検討し、構築方法や運用方法の見直しを図ることにより、情報システムの最適化を進めます。

対応する課題

- ・電子媒体を中心とした情報提供
- ・地図情報など視覚的に分かりやすく携帯機器で活用可能な情報サービスの充実
- ・オープンデータの充実（防災・安心・安全情報等）

(4) ICTを快適に利用するための仕組みづくり（基本方針4）

①情報基盤の確保

ICTによる恩恵を、誰もが、どこでも、いつでも享受できるよう、情報通信基盤の整備や情報活用能力の向上、また、高齢者などの情報弱者を支え合う体制の構築、障がいに配慮した情報提供方法の充実に向けた施策を推進します。

対応する課題

- ・インターネットによる生活定着化への対応
- ・高齢者のICT機器やインターネット等の活用能力向上
- ・インターネット等を利用する意思がない町民や事業者等に対する対応

②情報セキュリティの確保

情報化の進展に併せて必要となるセキュリティの確保に向け、システムにおけるセキュリティ対策や情報漏えい等を防ぐ上で重要となる運用体制を強化します。また、町民の方がICTを活用した生活を安心・安全で快適に送ることができるよう、セキュリティの強化、さらには、その前提となる情報モラルについての普及・啓発を行います。

対応する課題

- ・町民や事業者におけるセキュリティ教育

③推進体制の強化

本町が抱える情報化に関する課題の解消を行い、本町の地域情報化を推進するための体制を整備します。また、他の自治体や各種団体との協力体制も整備し、町における業務効率化や町民サービスの向上に向け、情報化を推進するための庁内の推進体制の構築・充実を図ります。

対応する課題

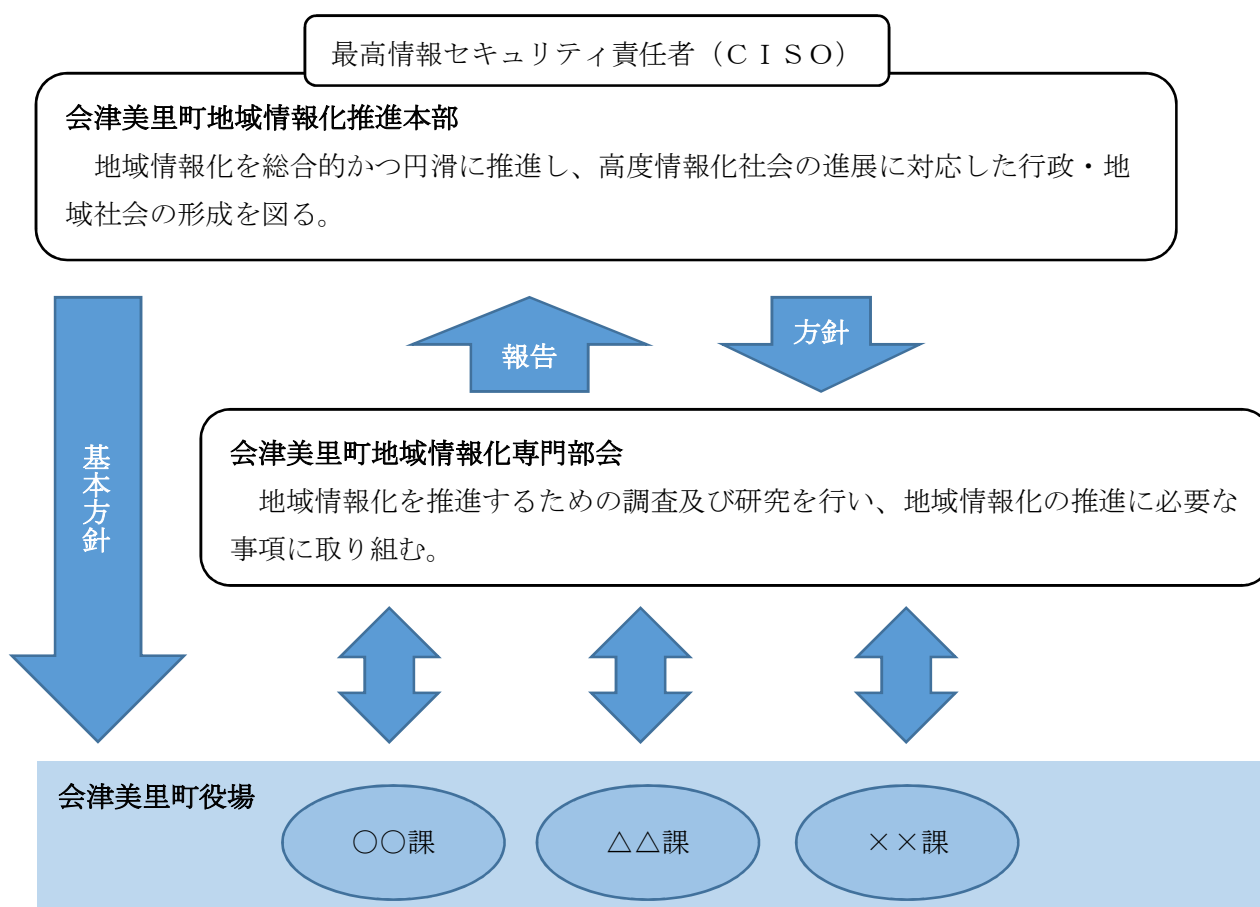
- ・ I C T など技術革新進展への対応

第3章 推進に向けて

第1節 推進体制と役割

本町では、情報化の推進を図るため、副町長を本部長とする「会津美里町地域情報化推進本部」を設置し、副町長をC I S O^{※6}に任命しています。また、地域情報化推進本部の下部組織として「会津美里町地域情報化専門部会」を設置し、本町の地域情報化の推進に必要な事項に取り組んでおります。

<会津美里町の情報化推進体制図>



第2節 進捗管理及び見直し

前述の組織を中心として、情報化に関する社会情勢やICTの進展を踏まえながら、新たな情報化技術を取り入れ、取組内容の見直しを行います。本計画に基づく取組を确实かつ効率的に推進するとともに、適切な進捗管理を行うため、別に具体的（個別）事業の一覧を作成し、毎年内容を更新していきます。

※6 最高情報セキュリティ責任者（Chief Information Security Officer）の略語。本町における全てのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。